

# 沼津市立病院 医療安全管理指針

制定：平成 23 年 6 月 23 日

改訂：令和 元年 6 月 04 日

令和 5 年 6 月 16 日

## 1 医療安全管理に関する基本的な考え方

医療現場では、医療従事者のちょっとした不注意等が医療上予期しない状況や望ましくない事態を引き起こし、患者の健康や生命を損なう結果を招くことがある。

われわれ医療従事者には、患者の安全を確保するための不断の努力が求められている。さらに院内においては、日常診療の過程に幾つかのチェックポイントを設けるなど、単独、あるいは重複した過ちが医療事故というかたちで患者に実害を及ぼすことのないよう、万全な仕組みづくりを進めていく必要がある。

本指針は、医療従事者の個人レベルでの事故防止対策と施設・組織全体での事故防止対策とを総合的に推し進めることによって医療事故の発生を未然に防ぎ、患者が安心して安全な医療を受けられる環境を整えることを目的とし、医療安全管理に関し必要な事項を定めるものとする。

本院においては、院長のリーダーシップのもと、全職員がそれぞれの立場から事故防止対策に真摯に取り組み、患者の安全を確保しつつ、必要な医療を提供していくものとする。

## 2 医療安全管理に係る組織体制

本院における安全管理対策及び患者の安全確保を推進するため、院長は、医療安全管理責任者を任命し、その下に、次に掲げる組織等を設置する。

なお、組織等の設置に関し、必要な事項は別に定める。

- (1) 医療安全管理委員会
- (2) 医療安全管理室
- (3) 医療安全推進担当者
- (4) 医薬品安全管理責任者
- (5) 医療機器安全管理責任者

## 3 医療事故等の報告及び改善策の策定

職員は、患者に有害事象を及ぼさなかった事例も含めて医療事故等の報告を的確に行うものとする。

医療安全管理室は、その報告を状況の把握及び事故防止対策の検討のためのインシデント・アクシデントレポートとして収集し、その調査・分析に基づく改善策を策定する。

## 4 安全管理マニュアルの作成

医療安全管理室は、日常診療における危険予知、患者の安全に関する認識及び事故を未然に防ぐ意識を高め、職場全体に広めていくため、最新情報に基づく具体的な取組内容を記する

マニュアルを整備し、職員へ周知する。

## 5 医療安全に係る職員研修

医療安全管理委員会は、その主催により、医療安全に関する取組を職員に周知し、意識向上を図るため、次のとおり研修会を行うものとする。

- (1) 全体研修を年2回、実践研修を定期的に行う。
- (2) 研修内容は、概要（開催日時、出席者、研修項目等）を記録し保存するとともに、各部署に提供する。
- (3) 研修方法については、eラーニング（Safety Plus 等）を有効に活用するものとする。

## 6 医療事故発生時の対応

医療事故が発生した場合は、院内の総力を結集して、患者の救命と被害の拡大防止に全力を尽くし、併せて救命措置の遂行に支障を来さない限り可及的速やかに、事故の状況、実施している回復措置、今後の見通し等について、患者本人、家族等に誠実に説明するものとする。

## 7 医療安全に関する情報管理

- (1) 日常診療においては、インフォームドコンセントを十分に行うものとする。
- (2) 患者本人、家族等から診療情報の開示を求められた場合は、別に定めるところにより対応する。

## 8 患者からの相談対応

患者本人、家族等からの相談については、相談窓口を設置し、迅速かつ誠実に対応するものとする。

## 9 医療安全対策に関する他の保険医療機関との連携

診療報酬に係る医療安全対策加算については、他の保険医療機関と連携し、次のとおり評価を行う。

- (1) 本院は、医療安全対策加算1に係る届出を行っている他の保険医療機関により、年1回評価を受ける。
- (2) 医療安全対策加算1・2に係る届出を行っている保険医療機関に対し、本院は、年1回実地で評価を行い、当該保険医療機関にその結果を報告する。

## 10 医療安全管理指針の閲覧

本指針は、病院のホームページに掲載するほか、院内に掲示し、利用者に広く閲覧できるよう配慮するものとする。

## 11 本指針の見直し

本指針は、必要に応じて適宜見直すものとし、医療安全管理委員会で協議の上、改訂するものとする。